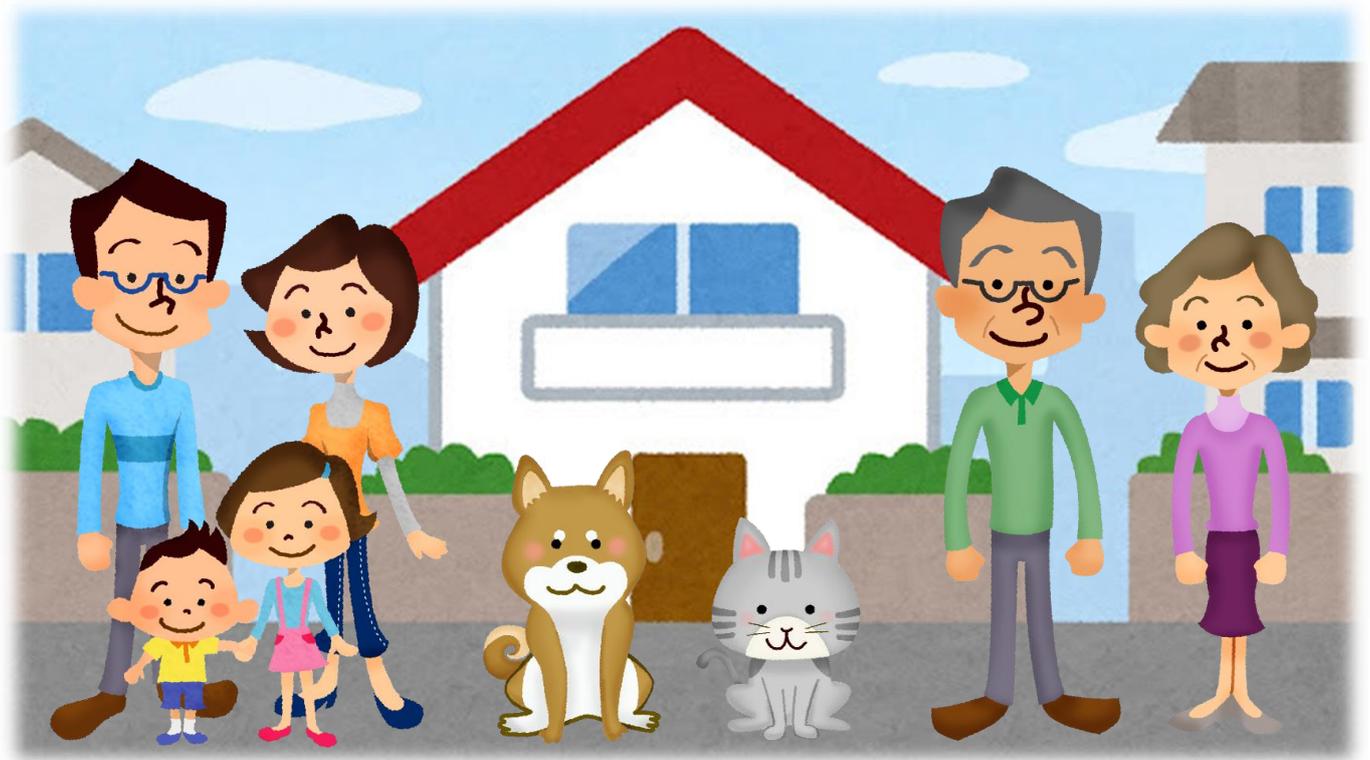


名取市

犬や猫と共に暮らす ためのガイドライン



令和8年4月

名取市

ガイドラインの内容

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

ペットを飼う前に考えていただきたいこと・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

ペットを迎えたら・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

○ペットの健康状態に注意しましょう

○災害時に備えましょう

犬を飼うときの注意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3、4

①犬を飼ったら市に登録が必要です

②狂犬病予防注射を忘れずに

③犬はしっかりつないで飼いましょう

④ふん・尿の後始末をしっかりしましょう

⑤鳴き声の原因に気づきましょう

猫を飼う時の注意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

①猫は室内で飼いましょう

②望まない繁殖を防ぎましょう

マイクロチップを装着しましょう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

動物の遺棄・虐待は犯罪です・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

迷惑防止策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

飼い主のいない猫について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

①無責任なエサやりはやめましょう

②不妊去勢手術に対して助成があります

困った時の相談先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

〈はじめに〉

近年、幅広い世代の多くの方が犬や猫などのペットを飼育しており、飼い主にとってペットは、生活を豊かにしてくれるかけがえのない存在となっています。

しかし、飼い主が飼育方法を誤ることで、周辺環境に悪影響を及ぼす可能性があることも事実です。

ペットは大切な家族の一員であるからこそ、飼い主はペットが健康で快適に暮らせるようにするとともに、社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任があります。

このガイドラインは、飼い主としての心構えとペットの適正な飼い方や管理方法を示し、人と動物が共に安心して暮らせるまちづくりを目指して作成しました。現在ペットを飼育している人だけでなく、ペットを飼っていない方、これからペットを飼うことを考えている方にも役立つ内容となっています。

〈ペットを飼う前に考えていただきたいこと〉

犬や猫などの生き物は「かわいい」という気持ちだけでは飼うことができません。生態や習性を理解し、自分が最後まで責任を持って飼えるのか、飼い始める前によく考える必要があります。

飼い始める前に以下のことを冷静に考えてみましょう。

- ① あなたの住まいはペットを飼うことができる住まいですか？
- ② 飼いたいペットは自分のライフスタイルにありますか？
- ③ ペットを迎えることに家族全員が賛成していますか？
- ④ 動物に対するアレルギーをもっている家族がいませんか？
- ⑤ 世話をする体力・時間はありますか？
- ⑥ 近隣に迷惑をかけないように配慮できますか？
- ⑦ ペットの一生にどのくらいの費用がかかるのか、計画を立ててみましたか？
- ⑧ ペットの命が終わるまで責任を持つことができますか？
- ⑨ 転居や転勤などで、万が一飼えなくなったときはどうしますか？
- ⑩ ペットはどこから迎え入れますか？（購入または譲渡など）

〈 ペットを迎えたら 〉

○ペットの健康状態に注意しましょう

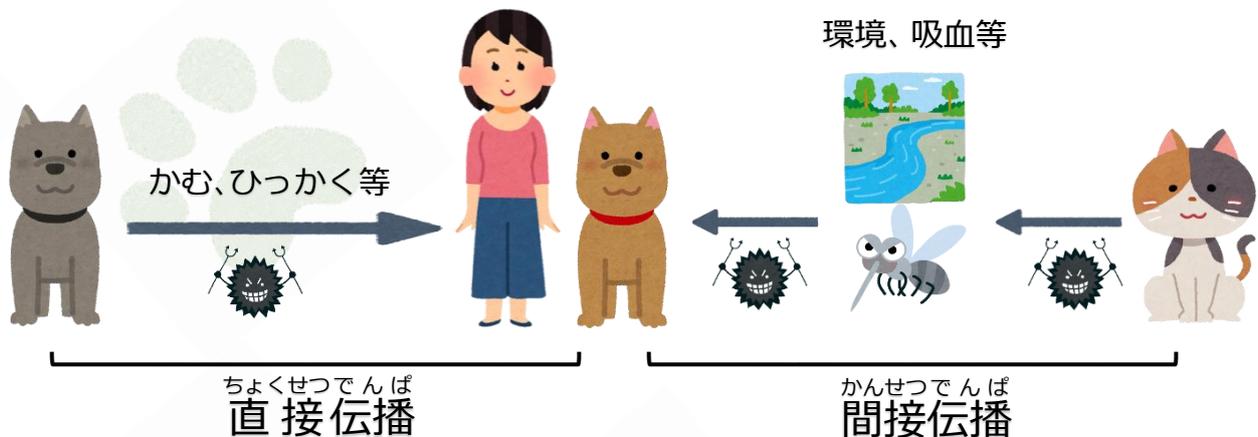


ペットも人と同じでケガをし、病気になることがあります。日頃から安全で衛生的な環境づくりをすることはもちろんですが、かかりつけの動物病院をつくり、ケガ・病気の際はすぐに相談できるようにしましょう。

また、ペットから人に感染する病気もありますので、ペットを触ったあとは必ず手を洗い、清潔にすることを心がけましょう。

●コラム 感染症の感染経路は？

感染経路としては大きく分けて2つあり、感染源である動物から直接人に移る「直接^{ちよくせつ}伝播^{でんぱ}」(かまれる、ひっかかれる、傷口をなめられる等)と感染源である動物と人間との間に何らかの媒介物が存在する「間^{かん}接^{せつ}伝^{でん}播^ぱ」(ダニや蚊などの吸血を介する、動物のふん・尿と水や土などの環境を介する等)があります。



○災害時に備えましょう

地震などの災害が起こった時、飼い主はペットと同行避難することが基本とされています[※]。しかし、避難者の中には動物が苦手な方やアレルギーのある方もいます。避難所でペットが他の避難者の迷惑にならないよう、しつけや管理の仕方など日頃から準備をしておくことが必要です。



[※]名取市では、環境省の「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」等に基づき可能な範囲で対応します。

〈 犬を飼うときの注意点 〉

①犬を飼ったら市に登録が必要です



犬の飼い主は、犬を飼いはじめた日[※]から 30 日以内に、市に登録を申請し、交付された鑑札を犬に装着しなければなりません。また、飼い主の情報が変わった際や、飼っている犬が死亡した場合等も届出が必要です。（届出先：市役所環境共創課）

※生後 90 日以内の犬を飼いはじめた場合は、生後 90 日を経過した日

②狂犬病予防注射を忘れずに

生後 91 日以上の子犬については、動物病院または集合注射[※]で、毎年 4 月～翌年 3 月までの間（4 月～6 月は予防接種強化期間）に 1 回の狂犬病予防注射を受けさせ、交付された注射済票を装着しなければなりません。

病気等で予防注射を受けられない場合は、動物病院で注射の猶予証明をもらい、市に提出してください。

※毎年 4 月上旬にハガキで案内を送付します。



犬鑑札



予防注射済票

●コラム そもそも狂犬病ってどんな病気？

狂犬病は世界中で年間数万人が死亡する動物由来感染症です。発症するとほぼ 100%死亡し、全ての哺乳動物（日本を含むアジアでは主に犬）から感染する可能性があります。

直近では 2020 年に輸入症例（海外で感染し、日本に帰国後に発症）が 1 件ありますが、1957 年以降日本での発生はありません。これは島国という日本の地理的要因と、狂犬病予防法に基づく徹底した対策によるものです。

③犬はしっかりつないで飼いましょう

飼い主には常に飼い犬を係留（綱や鎖でつなく、又は柵やおり等の囲いの中に入れること）することが義務付けられています。自宅敷地内であっても、綱や鎖が長すぎることによる来客者等への事故に気を付けましょう。囲いの中で飼育する場合は、中に安易に人を入れたり、囲いから逸走したりすることがないようにしましょう。室内飼いをする場合は、来客者等に危害を加えることや、玄関や窓等から逸走することがないように気を付けましょう。



散歩をするときには、犬が苦手な方への配慮も忘れずに、リード（引き綱）を短く持ち、確実に犬を制御できる方が散歩させましょう。

万が一飼い犬が他の人や犬・猫などを噛んでしまった場合は、早急に応急手当に当たり、保健所へ連絡してください。

④ふん・尿の後始末をしっかりしましょう



犬の飼育場所はふん・尿による悪臭や抜け毛などで近所迷惑にならないように清潔・快適な環境を維持しましょう。また、散歩の際には袋を持参し、ふんは必ず持ち帰り、尿はペットボトルなどで持参した水で洗い流しましょう。

⑤鳴き声の原因に気づきましょう

犬はうれしいときや悲しいときにはほえる動物ですが、必要以上にほえる場合、必ず原因があります。しつけ、運動不足、病気、犬小屋の設置場所、近所の犬に反応するなど、鳴き声の原因は様々ですが、まず何が原因なのか、近所に迷惑をかけていないかを考えてみましょう。また、多頭飼育により鳴き声が大きくなるなどの問題も発生しています。飼育環境や周辺の環境にも気を配り、適正飼育を心がけましょう



〈 猫を飼うときの注意点 〉

①猫は室内で飼いましょう

猫は室内だけで暮らすことができます。室内飼育により周囲に迷惑をかけないばかりでなく、大切な愛猫を感染症や交通事故などから守り、迷い猫になることを防止するなどの利点があります。室内と室外の出入りが自由な「放し飼い」はやめましょう



●コラム 猫の室内飼いに用意したいもの

- ・寝 床…猫は狭いところが好きなので、体がすっぽり入る程度の市販のハウス、または段ボール箱にタオルなどを敷きましょう。
- ・トイレ…市販の猫用トイレに猫用砂をいれたものを用意しましょう。猫は汚れたトイレを嫌うので、常に清潔にしておきましょう。
- ・爪とぎ…猫の習性のひとつとして爪とぎがあります。専用の爪とぎを用意することで、家具をボロボロにされる心配が少なくなります。
- ・遊び場…猫は上下運動を好みます。市販のキャットタワーなど、高低差のあるものを上手に使いましょう。
- ・食 器…エサ用と水飲み用の食器を用意しましょう。食器は、高さがあるものだと体に負担がかかりにくく、食べたり飲んだりしやすいためおすすめです。

②望まない繁殖を防ぎましょう



猫は繁殖力が強い動物です。1年に2～3回出産できるため、すぐに増えてしまいます。自分の管理できる限界を超えて飼ってしまうと、衛生上の問題や近隣トラブル、経済破綻等により、飼育不可能な状態（多頭飼育崩壊）となってしまいます。不妊去勢手術をすることで、望まない繁殖による増加を防ぎましょう。

〈 マイクロチップを装着しましょう 〉



令和4年6月1日から、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬や猫についてマイクロチップの装着及び環境省指定登録機関（公益社団法人 日本獣医師会）への情報登録が義務化されました。これに伴い、ペットショップ等で購入した犬や猫にはマイクロチップが装着されており、飼い主になる際には、ご自身の情報に変更する必要があります。また、マイクロチップが装着されていない犬や猫を譲り受けた場合は、マイクロチップの装着は努力義務となりますが、装着した場合はご自身の情報の登録が必要です。登録等の手続きは、環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のweb サイトから可能です。（登録・変更登録には手数料がかかります）

環境省ホームページ
「犬と猫のマイクロチップ情報登録」



●コラム マイクロチップってどういう物？

マイクロチップは、それぞれに世界で唯一の15桁の数字が記録されており、専用のリーダーで読み取ることで、飼い主の情報を参照することができます。これにより、迷子になったときに飼い主が分かる、飼い主の飼育放棄を抑止する等の効果が期待できます。

〈 動物の遺棄・虐待は犯罪です 〉

動物の愛護及び管理に関する法律により、ペット（愛護動物）をみだりに殺し、または傷つけた者、ペットを虐待した者、ペットを遺棄した者は懲役または罰金に処されます。飼い主には、ペットの命が終わるまで責任を持って適切に飼育する「終生飼育」が求められます。遺棄や虐待、飼い主の都合で処分される犬や猫を無くしましょう。



〈 迷惑防止策について 〉

自分で犬や猫を飼っていないくても、散歩中の犬のふん尿が敷地内に放置される、飼い主のいない猫に車を傷つけられる等、迷惑を被ることがあります。そのようなときは以下のことを試してみましょう。

- ・ごみの処理を確実にして、荒らされないようにする。
- ・犬や猫が入れないように網やネットなどで進入路を防ぐ。
- ・猫は水を嫌うので、通り道、ふんをする場所に水をまく。
- ・市販の忌避剤、酢、木酢液などを散布する。超音波発生器などの猫よけグッズを使用する。



〈 飼い主のいない猫について 〉

○無責任なエサやりはやめましょう



飼い主のいない猫に「可哀そうだから」という理由でエサを与えることは、ふん・尿などにより周囲に迷惑をかけることや、望まない繁殖を助長することにつながります。エサを与えるのであれば不妊去勢手術をする、また、トイレの設置やふん・尿の処理をする等、周辺住民の理解を得ることに努め、無責任なエサやりはやめましょう。

○不妊去勢手術に対して助成があります

飼い主のいない猫の繁殖防止を目的として不妊去勢手術を行う場合、宮城県獣医師会の「飼い主のいない猫の不妊去勢手術に対する助成制度」を利用して、手術費用の一部助成を受けることができます。助成を受けるには手術前の申請が必要で、条件がありますので、詳しくは宮城県獣医師会(022-297-1735)へお問い合わせください。



宮城県獣医師会ホームページ

〈 困った時の相談先 〉

○犬・猫の問題で困った時

名取市生活経済部環境共創課環境衛生係 TEL：022-724-7160

宮城県保健所犬猫ダイヤル TEL：022-774-6920

宮城県塩釜保健所岩沼支所食品薬事班 TEL：0223-22-6294

○あきらかな動物の遺棄・虐待等を見かけた場合

岩沼警察署 TEL：0223-22-4341

本資料に関する問い合わせ先
名取市生活経済部環境共創課環境衛生係
TEL：022-724-7160